

「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定案）に対する  
ご意見募集の結果について

1. 募集期間 令和7年2月4日（火）～令和7年3月3日（月）  
2. 寄せられたご意見 1者 2件

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
第1部第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等		
1	<p>第1章第5節（2）（ア）に「平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する」とあるが、そもそも、この間、感染症指定病床が大きく減らされると共に、地域医療計画等により病床削減も進められている。医師、看護師など医療従事者の確保の困難も続いており、医療提供体制の弱体化が進んでいる。こうした状況の抜本的な改善なくして、計画的な準備は困難である。</p>	<p>新興感染症発生時においては、新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、感染症指定医療機関だけでなく、平時から医療措置協定を締結した協定締結医療機関においての対応も必要とされているところです。</p> <p>ご指摘の通り、協定締結医療機関も含めた医療提供体制の確保にあたっては、医療従事者の確保なども含めた計画的な準備が重要であるため、本計画は「石川県医療計画」とも整合を図って策定・見直しを行っていくこととしております。</p> <p>今後も、いただきましたご指摘を念頭におきながら、取り組みを進めてまいります。</p>

第3部第8章 医療

2

第3部第8章3-2-2-1に「県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、国は、重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を作成して示す」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症パンデミックにおいて、高齢者施設等から入院治療が必要と要請したのにも関わらず、入院できず施設内で亡くなる事例が発生した。年齢でいのちの選別につながるようなことは許されない。医療提供体制を確保できるように、平時から提供体制を厚く確保できるよう政策を見直すことが必要である。

ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症での対応では、入院病床がひっ迫する事態が発生したため、平時から医療機関と医療措置協定を締結し、有事に速やかに病床を確保することとしております。

また、高齢者施設と医療機関の連携強化についても、平時から取り組んでまいります。